

第46期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社の役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 会社の体制及び方針
7. 連結注記表
8. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
9. 個別注記表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

株式会社ケーユーホールディングス

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主の皆様に提供しております。

(<http://www.ku-hd.com>)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、東京都、神奈川県を中心とした関東圏及び東北地方を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付随する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 株式会社ケーユー

名 称				所 在 地							
本	王	子	店	東	京	都	町	田	市	市	市
八	大	和	店	東	京	都	王	子	市	区	区
東	南	塚	店	横	京	都	大	和	市	市	市
湘	模	西	店	相	浜	都	戸	塚	区	区	区
相	須	賀	店	神	模	市	市	南	市	市	市
横			店	千	奈	原	横	賀	区	区	区
秦			店	千	奈	県	中	央	西	岡	市
千	葉	葉	店	埼	葉	市	印	岡	郷	喜	市
久	ニ	一	店	埼	葉	県	白	西	野	野	市
三	喜	タ	店	板	葉	県	三	岡	宮	宮	市
菖	イ	ウ	店	板	玉	県	久	若	泉	泉	市
佐	郷	岡	店	板	玉	県	佐	盛	林	林	市
宇		一	店	木	木	県	都	秋	岡	岡	市
仙			店	木	木	市	市	八	田	田	市
仙			店	台	台	県	市	山	形	形	市
盛			店	手	手	県	道	函	館	館	市
秋			店	田	川	県					
金	沢	野	店	岩	森	県					
青	森	八	店	秋	形	道					
山	形	バ	店	石	海						
函	西	イ	店	青							
		パ	店	山							
		ス	店	北							
		館	店								

② 株式会社シュテルン世田谷

名 称				所 在 地							
メルセデス・ベンツ東名横浜		東	京	都	町	田	市	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ世田谷		東	京	都	世	田	谷	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ世田谷		東	京	都	世	田	谷	区	区	区	市
サティファイドカー・センタ		東	京	都	世	田	谷	区	区	区	市
メルセデス・ベンツあざみ野		横	浜	市	青	駿	河	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ東名静岡		静	岡	市	横	麻	賀	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ横須賀		神	奈	川	横	麻	賀	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ新百合ヶ丘		川	崎	都	横	麻	賀	区	区	区	市
A M G 東京世田谷		東	京	都	世	田	多	区	区	区	市
メルセデス・ベンツ多摩		東	京	都	都	田	摩	区	区	区	市

③ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称				所 在 地							
Tomei-Yokohama BMW 東名横浜本店		東	京	都	町	田	市	区	区	区	市
Tomei-Yokohama BMW 横浜三ツ沢支店		横	浜	市	神	川	奈	区	区	区	市
Tomei-Yokohama BMW 横須賀支店		神	奈	川	横	須	賀	区	区	区	市
BMW Premium Selection 町田鶴川		東	京	都	町	田	市	区	区	区	市
BMW Premium Selection 東名横浜		東	京	都	町	田	市	区	区	区	市

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
ジ一プ 東名横浜	東京都市町田市
ジ一プ 相模原	相模原市中央区
キヤデラック・シボレー 東名横浜	東京都市町田市
キヤデラック・シボレー 相模原	相模原市中央区
フォルクスワーゲン 相模原 橋本	相模原市 緑区
フォルクスワーゲン 大和	神奈川県 大和市

⑤ 株式会社R S ケーユー

名 称	所 在 地
ハーレーダビッドソン 相模原	相模原市南区

(3) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

部 門 名	従 業 員 数
国 産 車 販 売 事 業	354名
輸 入 車 デ イ ラ ー 事 業	464名
管 理 部 門	52名
合 計	870名

(4) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(5) 販売の状況

(単位：百万円)

商品別	期 別	第45期 (平成29年3月期)			第46期 (平成30年3月期)			売上高 増減率
		台 数	売上高	構成比	台 数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	6,079台	25,635	32.4%	6,078台	28,650	32.5%	11.8%
	中古車	31,375台	40,111	50.7%	33,592台	44,652	50.7%	11.3%
	小 計	37,454台	65,746	83.1%	39,670台	73,302	83.2%	11.5%
二輪車	新 車	52台	111	0.1%	65台	145	0.2%	30.4%
	中古車	81台	98	0.1%	78台	102	0.1%	4.2%
	小 計	133台	209	0.2%	143台	248	0.3%	18.1%
修理売上高	—	6,971	8.8%	—	7,897	9.0%	13.3%	
手数料収入	—	6,218	7.9%	—	6,620	7.5%	6.5%	
合 計	—	79,146	100.0%	—	88,068	100.0%	11.3%	

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行済株式の総数 普通株式 31,192,565株
(自己株式 12,933,459株を除く)

② 株主数（自己株式を除く） 5,234名

③ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
(有) ヤマサシ	11,884	38.10
損害保険ジャパン日本興亜(株)	2,754	8.83
東京海上日動火災保険(株)	2,032	6.52
井上順子	1,284	4.12
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	856	2.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	843	2.71
井上恵博	696	2.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	600	1.92
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	590	1.89
三井住友海上火災保険(株)	508	1.63

(注) 当社は、自己株式12,933,459株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第14回新株予約権（平成29年8月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,480個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 148,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成29年9月1日から平成59年8月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ・交付の状況

当社取締役	7名	1,430個
当社子会社取締役	1名	50個

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- | | |
|--|---|
| ・新株予約権の数 | 271個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 54,200株（新株予約権1個につき200株） |
| (注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が27,100株から54,200株に変更になっております。 | |
| ・新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1個あたり100円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 平成19年10月2日から平成49年10月1日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | <p>① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。</p> <p>② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> |
| ・新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- | | |
|--|--|
| ・新株予約権の数 | 310個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 62,000株（新株予約権1個につき200株） |
| (注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。 | |
| ・新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1個あたり100円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 平成20年9月2日から平成50年9月1日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | <p>① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> |

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6回新株予約権（平成21年7月31日発行）

- | | |
|------------------------------|--|
| ・新株予約権の数 | 310個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 62,000株（新株予約権1個につき200株）
(注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。 |
| ・新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1個あたり100円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | <p>① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> |
| ・新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

第7回新株予約権（平成22年7月31日発行）

- | | |
|------------------------------|---|
| ・新株予約権の数 | 590個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 118,000株（新株予約権1個につき200株）
(注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が59,000株から118,000株に変更になっております。 |
| ・新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1個あたり100円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 平成22年8月1日から平成52年7月31日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | <p>① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使</p> |

する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第8回新株予約権（平成23年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 590個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 118,000株（新株予約権1個につき200株）
(注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が59,000株から118,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成23年8月1日から平成53年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第9回新株予約権（平成24年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 590個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 118,000株（新株予約権1個につき200株）
(注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が59,000株から118,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成24年8月1日から平成54年7月31日まで

・新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第10回新株予約権（平成25年7月31日発行）

- | | |
|--|--------------------------|
| ・新株予約権の数 | 590個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 118,000株（新株予約権1個につき200株） |
| (注) 平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が59,000株から118,000株に変更になっております。 | |
| ・新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1個あたり100円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | |
| ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。 | |
| ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。 | |
| ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | |
| ・新株予約権の譲渡に関する事項 | |
| 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | |

第11回新株予約権（平成26年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,300個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 130,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成26年8月1日から平成56年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第12回新株予約権（平成27年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,450個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 145,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成27年8月1日から平成57年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第13回新株予約権（平成28年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 1,430個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 143,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成28年8月1日から平成58年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況（平成30年3月31日現在）

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権	271個	6名
	第5回新株予約権	310個	6名
	第6回新株予約権	310個	6名
	第7回新株予約権	590個	6名
	第8回新株予約権	590個	6名
	第9回新株予約権	590個	6名
	第10回新株予約権	590個	6名
	第11回新株予約権	1,300個	7名
	第12回新株予約権	1,450個	7名
	第13回新株予約権	1,430個	7名
	第14回新株予約権	1,430個	7名

4. 会社の役員に関する事項

(1) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀内 伸泰	平成29年6月27日	任期満了	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役細野保氏、平本和生氏、社外監査役細野泰司氏、竹生田尚重氏及び浅野雅雄氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役もしくは社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役もしくは社外監査役がその職務を行なうにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、招集ご通知6頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	主な活動状況
取 締 役	細 野 保	当事業年度開催の取締役会には、19回中15回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
取 締 役	平 本 和 生	平成29年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会には、15回中10回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監 査 役	細 野 泰 司	当事業年度開催の取締役会には、19回中15回に出席し、また、同じく監査役会には12回中11回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監 査 役	竹 生 田 尚 重	当事業年度開催の取締役会には、19回中16回に出席し、また、同じく監査役会には12回中12回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監 査 役	浅 野 雅 雄	当事業年度開催の取締役会には、19回中17回に出席し、また、同じく監査役会には12回中12回に出席し、長年にわたる財務・経理業務の経験に基づく知見から、適宜意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任あづさ監査法人は、平成29年6月27日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査役会の決定を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

また、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、当社監査役会は、会計監査人の解任をすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役会に報告いたします。

(運用状況)

グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するコンプライアンス・リスク管理委員会は、期初に設定した運営計画に基づき、制度・規程類の整備やグループ全社員に対する継続的な教育を行う等コンプライアンス意識の涵養を図っております。委員会は四半期毎に開催し、運営状況のレビューを行うとともに取り上げられた問題について審議の上、活動内容を取締役会に報告しております。またコンプライアンス関連の規程・マニュアル・ハンドブックを社内イントラネットに開示し、全社員が常時閲覧できる体制を整備すると共に適宜内容の見直しを行っております。

内部監査室は、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査し、毎月社長が出席する監査報告会で監査結果を報告するほか、四半期に1回取締役会に報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令及び社内規程に基づき保存することといたします。

(運用状況)

取締役会等の重要な会議の記録については、事務局となる部署が法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、保存しております。重要事項に係る稟議書、重要な契約書等は、グループ各社をサポートする部署が社内規程に基づき保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また災害をはじめとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

(運用状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ横断的にリスク管理を行っており、全社員に対する継続的な教育研修のほか、委員会を四半期に1回開催し、リスクのある事案について協議し、リスクコントロールの強化を図っております。また、ケーユーグループ事業継続計画を定め、定期的に訓練を行う等により不測の事態が発生した場合の損害の最小化に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することといたしております。

業務の運営及び進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

(運用状況)

取締役会規程に基づき、取締役会を毎月開催しているほか、必要に応じ臨時に開催し迅速な意思決定を図っております。

業務の運営及び進捗状況につきましては、毎月取締役会において各社及び連結の月次決算を報告することにより予算に対する進捗状況等を管理するほか、内部監査室が四半期ごとに監査結果を取締役会に報告し、業務の運営状況を検証しております。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長及び取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査する等グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

(運用状況)

当社の取締役の多くがグループ各社の取締役を兼務し、常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しております。各社の取締役会は、毎月同日・同時に開催しており、各社の運営を監視・監督しております。また、内部監査室が四半期ごとに各社の監査結果を取締役会に報告する事で、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役会からの独立性に関する事項ならびに当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する使用者を他部署との兼務で配置しております。当該使用者の人事考課及び人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。また、監査役が職務の執行にあたり当該使用者に対し指示を行った場合は、当該使用者はその指揮命令権に従うものとします。

(運用状況)

監査役の職務を補助するために必要な使用人を配置しております。当該使用人は監査役会の事務局として、社外監査役とのスケジュール調整や議事進行等運営のサポートのほか、監査役会議事録の管理、保管、資料の整備を行っております。当該使用人の人事考課にあたっては、監査役会の意見を聴取しております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しており、各社の取締役会のほか営業会議等主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書等を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることがあります。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

(運用状況)

常勤監査役は、グループ各社の主要な会議に出席し、業務の進捗状況を把握するほか、隨時グループ各社の店舗を臨店し、使用人からの情報収集に努めています。また、幅広く情報収集を行うために内部通報規程を定め、社内インターネットを通じ全ての役職員が閲覧可能な状態としております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査役がその職務執行について生ずる費用または債務の処理について、監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとします。

(運用状況)

監査役会は、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるほか、適宜情報の交換を行っております。また、常勤監査役と内部監査室は、毎月開催する監査結果報告会において相互に連携し、監査の効率性・実効性を高めています。

監査役の職務執行に必要な費用については、速やかに支払を行っております。

- ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的な内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

(運用状況)

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、不当要求防止責任者の設置や地元警察との連携を行うほか、条例に基づき契約書への暴力団排除条項の追加や新規取引開始時に

は社内規程やマニュアルに従い属性チェックを行う等、実効性を高めております。

7. 連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5 社

株式会社ケーユー

株式会社シュテルン世田谷

株式会社モトーレン東名横浜

株式会社ファイブスター東名横浜

株式会社R S ケーユー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 5 社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

商 品

イ. 新 車 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 中古車 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原 材 料 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕 掛 品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～40年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具・器具・備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を導入しております。

6. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

商品及び製品	440百万円
--------	--------

上記について、買掛金 999百万円の担保に供しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	6,240百万円
-------------------	----------

III. 連結損益計算書関係

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 44,126,024株
3. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,933,459株
4. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社 (親会社)	平成19年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	12
	平成20年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	6
	平成21年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	7
	平成22年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	11
	平成23年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	14
	平成24年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	17
	平成25年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	33
	平成26年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	60
	平成27年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	82
	平成28年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	81
連結子会社	平成29年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	103
	合計	—	—	—	—	—	430

(注) 平成19年新株予約権 54,200株、平成20年新株予約権 62,000株、平成21年新株予約権 62,000株、平成22年新株予約権 122,000株、平成23年新株予約権 122,000株、平成24年新株予約権 122,000株、平成25年新株予約権 122,000株、平成26年新株予約権 134,000株、平成27年新株予約権 147,000株、平成28年新株予約権 148,000株及び平成29年新株予約権 148,000株のうち、権利行使できる条件を充足したものはありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	712	23円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	311	10円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	935	利益剰余金	30円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月27日

V. 税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

未払事業税	72	百万円
賞与引当金	143	
その他	164	
繰延税金資産（流動）小計	381	百万円
評価性引当額	△ 15	
繰延税金資産（流動）合計	365	百万円

(2) 繰延税金資産（固定）

投資有価証券評価損	37	百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	106	
減価償却超過額	37	
その他	248	
繰延税金資産（固定）小計	429	百万円
評価性引当額	△ 282	
繰延税金資産（固定）合計	146	百万円
繰延税金負債との相殺額	△ 100	
繰延税金資産（固定）純額	46	百万円

(3) 繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△ 944	百万円
その他有価証券評価差額金	△ 88	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 42	
土地評価差額金	△ 21	
繰延税金負債（固定）合計	△ 1,097	
繰延税金資産との相殺額	100	
繰延税金負債（固定）純額	△ 997	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

VI. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余剰資金は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、一定限度額において投資信託への投資を行っております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で9年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛けりが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は持株会社管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

地震デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い損害保険会社のため信用リスクはほとんどないと認識しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。運転資金として、将来の予測不可能な資金需要に備えて十分な資金及び資金化が容易な定期預金、有価証券を確保しております。また、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、円滑かつ効率的に資金調達が可能な体制をとっております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,099	12,099	—
(2) 売掛金 貸倒引当金 ※1	2,813 △6		
	2,806	2,806	—
(3) 投資有価証券 ① その他有価証券	1,246	1,246	—
資産計	16,153	16,153	—
(1) 買掛金	2,872	2,872	—
(2) 未払法人税等	1,106	1,106	—
(3) 長期借入金 ※2	8,957	8,957	△0
負債計	12,936	12,936	△0

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額又は 償却原価	連結貸借 対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超えるも の	(1) 株式	304	665	361
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・ 地方債	—	—	—
	②社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	304	665	361
連結貸借対照表計上額が取得 価額又は償却原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・ 地方債	—	—	—
	②社債	—	—	—
	(3) その他	587	581	△5
	小計	587	581	△5
合計		891	1,246	355

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3
地震デリバティブ ※	—

※契約金額300百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	12,099	—	—	—
売掛金	2,813	—	—	—
合計	14,913	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	2,831	6,095	30	—

VII. 貸貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VIII. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

IX. 1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,280円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 132円25銭 |

8. 連結計算書類に係る監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

株式会社 ケーユーホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日置重樹印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

9. 個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | 建物 5年～40年
構築物 7年～20年 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）による定額法 |
| (3) リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額
を計上しております。 |
|-----------|---|

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,803百万円
3. 債務保証
関係会社（株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜、株式会社R S ケーユー）の仕入先に対する債務保証 1,019百万円
関係会社（株式会社モトーレン東名横浜）の借入債務に対する債務保証 100百万円

III. 損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
 - (1) 関係会社からの営業収益 2,232百万円
 - (2) 関係会社からの受取利息 1百万円

IV. 株主資本等変動計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,933,459株

V. 税効果会計

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

賞与引当金	12百万円
その他	18
繰延税金資産（流動）小計	31百万円

(2) 繰延税金資産（固定）

投資有価証券評価損	28百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	106
減価償却超過額	19
子会社株式に係る一時差異	102
新株予約権	131
その他	23
繰延税金資産（固定）小計	413百万円
評価性引当額	△317
繰延税金資産（固定）合計	95百万円
繰延税金負債との相殺額	△95
繰延税金資産（固定）純額	一百万円

(3) 繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△885百万円
その他有価証券評価差額金	△61
繰延税金負債（固定）合計	△946百万円
繰延税金資産との相殺額	95
繰延税金負債（固定）純額	△850百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.4
住民税均等割による影響	0.4
評価性引当額の増減	2.9
特別控除による影響	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.2

VI. 関連当事者との取引

1. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ケーユー	東京都町田市	50	小売業	(所有)直接100.0	兼任4名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	423	—	—
	(株) シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有)直接100.0		資金の貸付、債務保証	資金の貸付	1,746	関係会社短期貸付金	1,860
								利息の受取	0	未収収益	0
								債務保証	651	—	—
	(株) モトーレン東名横浜	東京都町田市	50	小売業	(所有)直接100.0	兼任5名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	241	—	—
								資金の貸付	1,176	関係会社短期貸付金	1,400
								利息の受取	0	未収収益	0

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 不動産の賃料は、当社規程に基づき決定しております。
 3. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しており、担保の授受はありません。
 又、取引金額は月末残高の年間平均額を記載しております。
 4. 債務保証は、仕入債務に対して行っております。なお、保証料の受取はありません。

VII. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 765円15銭
2. 1株当たり当期純利益 22円77銭

以上